

## 裁判所あれこれ

— 合議などを中心として —

- 一 はじめに……………20
- 二 裁判所とはどんなところ?……………21
  - 1 判事と判事補
  - 2 合議制と単独制—右大臣と左大臣
  - 3 裁判官の日常
- 三 合議について……………27
  - 1 評議と評決
  - 2 合議の効用
  - 3 先輩から聞いた話
  - 4 二、三の事例
- 四 裁判所あれこれ……………38
  - 1 二人の巨人
- 五
  - 2 裁判官への贈物
  - 3 若干の問題—
    - (1) 法曹一元
    - (2) 新様式判決書
    - (3) 特に多忙な家庭裁判所の家事部
    - (4) 雲助発言
  - 4 新たな試み—
    - (1) 民事訴訟法の改正
    - (2) ラウンドテーブル法廷
    - (3) A四版横書き
- 六 苦い思い出……………47
  - 1 おわりに……………49

洪川満

## 一 はじめに

わたくしは、昭和三十七年（一九六二年）に裁判官に採用され、今年七月に退職しましたが、その間、裁判所から、法務省訟務局と国会の裁判官訴追委員会というところに派遣された数年間を除き、ずっと裁判所に勤務しました。

現在、わたくし達は、さまざまな法律の基礎的理論について勉強しているわけですが、そもそも、法学は、いわゆる実践法学として発達したと言われているように、極めて実用的、実践的側面を有しており、法は、裁判規範として、最終的には裁判所により実現されるものであるとされていることは、周知のところであり<sup>(1)</sup>ます。

したがって、日常学習している法が、どのように実践され、またその実践の場は一体どのようなところなのだろうか、ということについて、わたくし達は、日頃から強い関心を持っているわけであり、学生諸君から、わたくしは、ときどき、授業についての注文ないし意見をメモ書きにして提出してもらっているのですが、かなりの人数の学生が、授業内容を裁判と関連づけて説明してもらおうと、判りやすく面白いという回答をしてくれています。

そこで、本日は、わたくし達にとって、いわば法律についての臨床現場とも言うべき、裁判所ないし裁判、とりわけ後者については普段あまり語られることのない合議というものを中心にして、その実情を説明し、御参考に使いたいと思っております。

(1) 詳細は、田中耕太郎・法律学概論〔昭和三四年〕（学生社刊）四九五頁、団藤重光・法学の基礎〔平成三年〕（有斐閣刊）五一頁、一四二頁、二四七頁参照

## 二 裁判所とはどんなところ？

まず、お話をする順序として、裁判所とはどんなところかということについて紹介したいと存じます。

### 1 判事と判事補

先に、法の実現は裁判所の仕事だと申しましたが、このような仕事、言い換えると裁判の仕事を担当している裁判所は、もちろん裁判官によって構成されています。

そして、裁判官は、おおまかに言って、判事、判事補、簡易裁判所判事に分かれます（裁判所法五条）。便宜、裁判所のうちでも、最も多くの訴訟事件を取扱っている地方裁判所の構成員である判事と判事補についてみますと、まず最初は判事補に採用され、判事補一〇年の経験を重ねると判事に任命されることとなります（裁判所法四二条、四三条）。したがって、判事補は、まだ経験が十分ではありませんから、裁判のうち決定と命令という内容的に軽度なものは一人（単独）でも行うことができますが、判決という内容的に重大なものは単独ですることは許されません（裁判所法二七条、民事訴訟法一三三條）。ただ「判事補の職権の特例等に関する法律」というものがあり、特例として、判事補五年の経験を積み、最高裁判所が指名をするときは、身分は判事補のままですが、判事の仕事をすることができます（この指名を受けた判事補を「特例判事補」と称しています）。判事不足の現状から、判事補経験五年のほとんどの人につき、この特例判事補の指名が行われているのが実情であると言つてよいと思いますが、判事補自身、任官後は、次に説明する合議体の構成員の一員として精進していることは後にみるとおりです。

## 2 合議制と単独制—左大臣と右大臣

裁判所は、裁判所を構成する裁判官が一人である単独体（「単独制」と、構成する裁判官が複数（三人以上）である合議体（「合議制」とに分かれます（裁判所法九条、二六条など）。高等裁判所と地方裁判所には部（例えば第二部など）が置かれています（2）が、部というのは合議体から成っています（下級裁判所事務処理規則）。

一般的に言って、単独体の裁判所の場合は、迅速に仕事を処理することができ、かつ仕事量が同じなら少人数の裁判官で足りるという長所がありますが、合議制の場合は、複数の裁判官が相互に知識、経験を補充し合い、客観的・合理的な審理、判断が期待できるという長所があり、当事者からの信頼も得られていると考えられています。

したがって、より慎重な審理、判断が要請される事件（例えば、上訴審、事実認定が微妙ないし難しい事件（例えば、薬害、大気汚染などの公害事件）、内容が膨大（名古屋高裁では、事件記録が約四〇〇冊で一八万余頁（ロッカー八個）の損害賠償事件を担当しました）又は当事者多数（札幌高裁では、当事者約四千人の懲戒処分取消請求事件を担当しました）のため手続上困難が伴う事件（法廷の秩序維持のため、法廷等の秩序維持に関する法律又は裁判所法で、監置とか退廷命令を発することも余義なくされる）があります。わたくしも、何回も、退廷命令を発し、執行したことがあります）、難しい法律判断（裁判実務においてはしばしばあります）又は違憲判断（当事者からの違憲の主張は極めて沢山ありますが、実のあるものはそれほど多くはないといっています）を伴う事件などは、通常合議体によって審理判決されています。

裁判所法によれば、原則的に、(1)簡易裁判所と家庭裁判所が単独制によっており、(2)上訴審は合議制によっていますが、(3)地方裁判所は単独制を原則とし、法律が特に定めている事件、又は裁判所が特に合議体で審理することに決めた事件（これを「裁定合議事件」と称しています）などを合議制で処理することとしています（裁判所法一八条、二六条、三二条

の四、三五条参照)。なお、最近、山形のマット巻殺人事件とか、少女のコンクリ詰め殺人事件など兇悪な少年犯罪や犯罪少年多数の少年事件、また遺産分割など家事事件が増加していることから、家庭裁判所についても、合議制を採用できないかが立法論として検討されています。

地方裁判所では、合議体としての裁判所を構成する裁判官の員数は三人です<sup>(3)</sup>。(裁判所法二六条。原則として、高等裁判所も三人、最高裁判所小法廷は五人―同法九条、一八条)。その場合、経験が十分と言えない判事補は合議体三人のうちに二人加わることはできず、二人は判事でなければならず、判事のうちの一人が裁判長になります(同法二六条、二七条)。裁判長は最高裁判所が指名した裁判官又は地方裁判所の裁判官会議が決めた裁判官になります(下級裁判所事務処理規則)が、通常は最も知識、経験豊かな判事が選ばれています。裁判長以外の二人の裁判官は陪席裁判官といわれますが、経験の豊かさなどの度合いに応じて、上席の裁判官を右陪席裁判官(法廷では、裁判長自身から見ると右側に着席、次位者を左陪席裁判官(裁判長から見ると左側に着席)と称しています。通常は右陪席裁判官は判事(前にみた特例判事補のこともあります)が、左陪席裁判官は判事補がなるのが一般です。

ちなみに、奈良、平安時代に、左大臣、右大臣という官職があり、明治初期にも一時期設けられたようですが、左大臣が右大臣よりも上位であるとされていますが、紫宸殿の南階下東方に植えられた山桜が「左近の桜」、西方に植えられた橋が「右近の橋」と称されているように、左右についての見方は裁判所と同じだったようですが、左大臣が上位だった点が裁判所と異なることになります。もつとも、「右に出ずる者がない」という古諺もあるように、漢代には右の席を上位とした由ですから、時代や場所により一律には言えないのかもしれない<sup>(4)</sup>。

このことに関連して、思い出すことがあります。いまから二〇年くらい前の札幌高等裁判所に勤務当時、裁判長が不

在のため、右陪席裁判官のわたくしが臨時に裁判長になり、順次繰り上げて左陪席裁判官は他の合議体から手伝に来てもらったことがあります（この裁判官を「填補裁判官」と称しています）。ところが、法廷で、よく訴訟を起すことで有名な訴訟当事者本人（わが国では、別に弁護士に頼まなくとも、自分で訴訟遂行ができます。これを「本人訴訟」といっています）が、審理を開始したとたんに、「左陪席裁判官を忌避きひします」と発言したのです。忌避というのは、事件を担当する裁判官に公正な裁判が期待できない事情があるときは、訴訟当事者は、その裁判官を事件の審理から除外するように要求することができます。その制度なのです（民事訴訟法二四条）。そこで裁判長のわたくしが、その理由をたずねたのですがはつきりしないので、「左陪席裁判官は、本日初めてこの事件に関与した填補裁判官で、あなたと初めて顔を合わせたのだが、不公平な裁判をするかどうか具体的事情を説明して下さい」と言ったところ、「それではいまの忌避申立を取下げます」と述べたのです。審理を終って裁判官室に戻ったところ、陪席の裁判官から、「考えてみると、左陪席裁判官を忌避すると述べたのは、当事者本人から見ると左側の陪席裁判官、言い換えると右陪席裁判官を忌避すると述べたのではないですか。そうすると普段は右陪席裁判官の洪川さんが忌避されたことになりましたが」と言われ、もしそうだとしたら申訳ないことをしたと反省した次第でありました。ただ、右に述べたように、忌避の理由が再三聞いてもはつきりしないし、わたくし自身以前からも忌避事由に該当する言動もしていませんので、ただ適当に忌避の申立てをしてみただけなのではないかという結論になりました（ちなみに、忌避の申立については、重要な問題ですので、合議体の裁判所で慎重に審理をします（民事訴訟法二五条）が、わたくしの記憶では、これまでに、平成三年二月に小田原の裁判所で肯定されたことがあります（それ以外はないはず））。

裁判所を構成する陪席裁判官のことで、や、脱線してしまいましたが、前にみたように、判事補は、少なくとも五年

間経験を積むまでは単独体で判決できませんし、やはり経験が十分とは言えません。そこで、合議体の構成員に加わってもらい、原則として判事になるまでの一〇年間、合議を通してひたすら切磋琢磨することになります。それは、事実の認定、法律の解釈適用についてはもちろん、文章の書き方、用語の使い方に至るまで合議を通じて指導を受けるほか更に、折にふれて倫理面までも先輩の日頃の言動を通じて無形の感化を受けることになります。

合議制というのは、前記のように法の実現過程における合理化客観化という意義と共に、更に後進裁判官の鍛錬という面からは、いわば「揺り籠」のような意義を持つていると思われれます。わたくしも、判事補時代にこの揺り籠により陪席裁判官として多くのことを先輩から教わりました。ただし、その割には成長が遅く、指導していただいた先輩に申し訳なく思っているところです。

(2) 合議制と単独制については、最高裁判所民事局「民事裁判における合議制と単独制」法曹時報八卷二号〔昭和三年〕六一頁、兼子一「竹下守夫・裁判法」(三版)〔平成六年〕三〇〇頁参照

(3) 「地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則」という最高裁判所規則(憲法七七条参照)がありますが、これは二人制の合議を認めたものではなく、単独体の審理に、いわば勉強のために判事補を参与させることを認めたにすぎません(この判事補を「参与判事補」と称しています)。わたくしも、単独体として審理した際は、何度か参与判事補に参与してもらったことがあります。最近ではあまり行われていないと言つてよいと思います。

(4) 本講演後の質疑の際に、欧米での滞在経験の長い複数の会員から、西欧では一般に右が上席として扱われている旨の説明があった。

## 3 裁判官の日常

そこで、裁判官の日常の執務状況について申し上げたいと思います。通常、地方裁判所の合議体においては、法廷の開かれる日（これを「開廷日」と称しています）は週合計三日で、そのうち一日は合議体による開廷日で、他の二日は、裁判長と右陪席裁判官が、それぞれ一人で行う単独体の開廷日になります。合議体の担当する手持ち事件数は大体常時二〇から一三〇件くらい、単独体（裁判長と右陪席裁判官）の担当する手持ち事件数は大体各三〇〇件くらいというのが一般で、単独体の裁判官のところには、毎月約三〇から三五件位の新しい事件がきますから、一か月中にその位の数の事件を解決しないと、手持事件が累積してゆきますので、かなり多忙であるといつてよいと思います。

裁判官は、特に大型事件など自宅で記録の精査、判決書の起案をする必要があるときは別として、毎日出勤します。執務室（裁判官室）は合議体ごと（例えば、地方裁判所では部ごと）に設けられていて、構成員全員が同室です。裁判官は午前九時少し過ぎころに出勤し、合議体の開廷日のときは、主任裁判官（原則として左陪席裁判官が合議事件の主任になります）があらかじめ、記録を精査し、学説、判例を調査したうえで、当該訴訟事件の問題点、見通し、当日の審理予定、釈明事項などにつき詳細に記載したメモ（これを「合議メモ」と称しています）を提出していますから、これに基づいて、当日審理する予定の訴訟事件について合議を行ないます。開廷日の当日までに、三人の裁判官とも、すでに記録を読了してきているうえ、記録検討の過程において明らかにしている問題点については、その都度合議していますので、開廷日当日の合議は密度の濃いものですが、開廷時である一〇時までには済ませることができず、ただし合議は、この時間だけに限られず、いつでも（例えば、裁判官室で食事をするときでも）、どこでも（例えば法廷に至る廊下の途中でも。ただし、他人の耳に入るおそれのないよう注意します）、あらゆる事項につき行なっています。



開廷日は、午前一〇時から一二時まで、午後一時から二時半まで、三時から四時までを大体のめどに開廷し、口頭弁論、証人尋問を行ない、四時から六時ころまで、約二〇分刻みで、和解、弁論準備を行ないます。開廷日以外の日（これを「非開廷日」と称しています）は、和解、弁論準備、事件記録の検討、判決起案などをします。そして、帰宅後は、大体午後九時過ぎから午前一時ころまで事件記録の検討、判決起案を行ない、休日などもかなりの割合を仕事に割いているのが一般です。

法廷でも、和解でも、それは、直接利害関係のある当事者本人又は弁護士と事件について意見交換するいわば真剣勝負の毎日であって、準備不足だと直ちにやりこめられて信用を失うこととなりますので、精神的にかなりの緊張感を伴ない、かつ常に周到な準備を必要とします。したがって、裁判官の生活は、仕事の面でかなりきついと言ってよいと思いますが、裁判官になる前に、すでにそのことは知ったうえで、敢えてその仕事を選んでいますから、結構楽しい気分で仕事をしているのがほとんどだと思います。わたくしも、裁判所の仕事は、辛いけど楽しい、といつも思っています。また、いろいろ工夫して、仕事以外に充てる時間も十分つくることができたと思っています。

### 三 合議について

#### 1 評議と評決

裁判所がする仕事のうちで、最も重要なことは判決をすることですが、それは、具体的には、大前提（例えば、故意又

は過失により他人の権利を侵害した者は、これに因って生じた損害賠償をしなければならない—民法七〇九条としての法の解釈、小前提としての事実の認定(被告(相手方)は、前方不注視で原告の自動車に追突し、修理代一〇〇万円相当の損害を被らせた)、結論としての法の適用(よって被告は原告に対し一〇〇万円を支払え)といういわゆる判決三段論法の方式<sup>5)</sup>により行われ、それが判決書に示されます。

民事訴訟(行政事件訴訟も同じです)においては、判決の言渡は裁判官が署名押印した判決書(これを判決書の「原本」とい、ます)に基づいて行われるよう決められているので(民事訴訟法二五二条、同規則一五七条、行政事件訴訟法七条)、判決の言渡の時には判決書の原本ができ上っていること、したがってその前提として判決の内容が確定している必要があります(ちなみに、刑事訴訟では判決書の原本の作成が言渡の前提になっておりません。刑事訴訟法三四二条、同規則三五条)。

それゆえ、合議体で裁判する場合を考えますと、裁判所を構成する複数の裁判官の意思を、合議体としてのひとつの意思に形成する必要があります。これが「合議」と言われるもので、「評議」と「評決」から成り(裁判所法七五条ないし七七条)、評議とは評決に至る討論であると定義づけられています。この評議と評決、すなわち合議によって、構成員である各裁判官のいわば主観的認識が、ひとつの合議体の客観性ある認識に形成されてゆき、それが判決書に表現されるという順序になる訳であります。

そこで、合議の手順についてみることにしましょう。まず判決を行うのは、最後の口頭弁論(これを「基本となる口頭弁論」と言います。民事訴訟法二四九条、期日の審理に参与した裁判所であり、合議の手続は合議体の裁判官のうち裁判長が主宰します(裁判所法七五条)。

評議の対象は、前記判決三段論法の対象となる総べての事項、すなわち法律の解釈、証拠の評価、事実の認定、法律

を適用した結果得られる判決の結論である主文に至るまで、論理的順序にしたがって行われます。その場合の指標となるのが、実務では、民法、商法などの実定法の規定する法律要件（前記判決三段論法中の「大前提」）でありまして、訴訟当事者がこれと、それに該当する事実を主張し、立証しなければ訴訟において不利益を受けます（このような見解を主張責任・立証責任における「法律要件分類説」と言い、通説、判例であることは御承知のとおりであります。司法研修所でもこれにより教育されています。<sup>(6)</sup>）。

先ほども述べたように、評議は構成員の討論により合議体としての意思を形成するものですから、構成員全員が意見を述べる義務があり（裁判所法七六条）、かつ全員同席し、口頭で行うことを要します。したがって、実務の運用では、たまたま同席している一部（例えば二人）の構成員たる裁判官だけで討論することがありますが、これは合議体による評議の準備行為にとまらず、一部の構成員たる主任裁判官が、あらかじめ判決書の草稿を作成することもありますが、これも、ひとつの準備行為であり、更にこの草稿を土台として、構成員全員で口頭による討論を行うから、それは合議を書面で行なったものでないことはもちろんです。

評議で意見を述べる順序につき、裁判所法施行と同時に廃止された戦前の裁判所構成法は「官等ノ最モ低キ者ヲ始トシ、裁判長ヲ終トス。官等同キトキハ年少ノ者ヲ始トシ」としていましたが、現行法上は規定がありません。実務の実際では、主任裁判官の意見を最初とし、裁判長の意見は最後にするのが一般です。ただし、討論がたけなわになると入り乱れてくることは、後に述べるように当然であります。

評決は、過半数の裁判官の意見によることになっています（裁判所法七七条）。このように合議体の構成員たる裁判官については、長い経験を積んだ裁判長と、左陪席の判事補の権限が同等に扱われていますが、憲法七六条が規定する裁

判官の職務の独立に由来するものであって当然のことと言えます。この点が、内部で討議を尽くしても、最終的には、トップの権限と責任で決定をする一般行政庁の場合とは異なりますし（確か、米国のリンカーン大統領だったと思いますが、閣議の際に、大頭領以外の全員が反対したところ「賛成一、反対一〇（？）」で、可決されました」と宣言したという有名な話を聞いたことがあります）、このことを物語るものです。学校の演習における先生と生徒のように、専門家と素人で、しかも教える者と教わる者との関係とも異なります。ただ、裁判所の合議体の構成員の権限は平等だと言っても、現実には、長い経験と精進を積み重ねてきた裁判長と、陪席裁判官との間には、討論における説得力に自ずから格段の差があるのは当然であります。陪席裁判官は、横綱の胸を借りるような気持で、裁判長に対し何度も論戦を挑むのが通常です。そして合議の実務においては、評議を尽くすことにより結局意見の一致をみるのがほとんどで、評決に至ることはめつたにないと言うことができます。合議において、意見の対立は日常的というほどしばしばありますが、評決で決着した経験はわたくしにはありません（なお、余談ですが、死刑判決と違憲判決をする機会もありませんでした）。

評決をする方法については見解が分れています。評決は結論について行うべきだとする結論評決説と、理由について行うべきだとする理由評決説の対立です。例えば、貸金を返せという訴訟事件で、審理の結果、三人の裁判官がそれぞれ、貸金契約（民法五八七条）に基く貸金債権が、法律の定める時効（同法一六七条）、弁済（同法四七四条など）、免除（同法五一九条）により消滅したから請求棄却であるという結論に達した場合において、結論評決説によれば、結論が一致する請求棄却の判決がされることになりますし、理由評決説によれば右の時効、弁済、免除の各事実は評決の結果順次否決されるので、請求認容の判決になります。前述したように、合議は判決の結論に至るまで論理的順序にしたがって行われるべきものですから後説が正当であるとされています。

また、同様に、合議は判決の結論に至るまで論理的順序にしたがって行われるから、合議体の構成員である裁判官は、ある事項につき、自己の意見が少数で通らなかつたときでも、それを前提とする次の事項についての評議、評決を拒むことはできません(裁判所法七六条、七七条)。例えば、貸金契約の存在が認められないと判断したとしても、合議の結果契約の存在が肯定されたとすれば、その存在を前提として次の事項である弁済について評議に進まなければなりません。

数額(数字、金額)について、構成員たる裁判官の意見が分かれ、いずれも過半数に達しないときはどうするのでしようか。これについては裁判所法が「過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見による」としています(七七条)。例えば、損害賠償請求訴訟で、三人の裁判官の損害額についての意見が一〇〇万円、八〇万円、五〇万円に分かれたときは、最も多額である一〇〇万円の意見を次順位の八〇万円の意見に加え、それが過半数になるから、八〇万円が裁判所の意見になります。ちなみに、裁判所法は、刑事事件の刑の量定についても同様に規定していますので、それによると、裁判官三人の意見が懲役一〇年、八年、五年の刑が相当だとしたときは、一〇年を八年に加えるとこれが過半数になるので、懲役八年が裁判所の意見ということになります。

右の場合、裁判官が三人なので、いずれも中間の数額になりましたが、最高裁判所の場合など裁判官が五人以上のときはもっと違ってきます。また、数額についての評決ということも、評議を徹底しますので、実際はまず無いといつてよいと思います。

そして、合議においては、自由な討論による意思形成が行われるために、評議の秘密(評議は公開せず、評議の経過、各裁判官の意見、その数についての多少は秘密)が保障されています(裁判所法七五条)。その意味で、法廷内における合議の際に、当事者に聞こえるほどの大声で、又はうなずくなどの動作ですることはいけないとされています。法廷で審理中の

ときは、ごく簡単な合議は法廷で、それ以外の合議は、退廷して法廷脇の合議室で行うのが通例です。

評議に違法があつたときはどうするか。例えば、ありえないことですが、過半数の裁判官の意見によらず判決書を作成して判決言渡をしたようなときは、上訴、再審が許されるべきだとするのが通説です。<sup>7)</sup>

(5) 団藤重光・前掲法学の基礎二二三頁参照

(6) 主張・立証責任と法律要件分類説については、菊井維大・村松俊夫・全訂民事訴訟法Ⅱ(平成五年)(日本評論社刊)一一二頁参照

(7) 民事裁判における合議については、岩松三郎「民事裁判における合議」法曹時報一卷二号(昭和二四年)一頁、渋川・注釈民事訴訟法〔平成八年〕(有斐閣)四一四三頁参照

## 2 合議の効用

「三人集れば文珠の知恵」という古諺があるように、合議制は、事件を適正に、しかも結果として迅速に(例えば、判断が適正なら、一般に上訴も少ない)処理するのに極めて有用であると思います。複数の裁判官で討論を重ねることによって知識、経験が補充され、判断が客観化合理化するとともに、更に紛争解決についてのアイデアも多く生まれて参ります。陪席裁判官をしていて、わたくしは、このことを痛感しましたので、裁判長になってから、自分が単独体として担当する事件の処理に全力投球することはもちろんですが、合議体で審理すべき事件のすべてにつき合議を徹底することになりました。合議が十分に行われれば、口頭弁論やその準備の手續において釈明事項を洩らすことはなく、また弁護士らの反論に対しても即座に再反論ができますし、和解では、訴訟の行方を示唆したうえで解決案を示して説得できます

(合議の結果に基づくことを示したうえで、詳細の説明をすると、大概当事者、代理人は納得することが多いものです)し、仮に和解不調で判決することになっても、すでに詳細な合議が済んで結論も出ていますから、判決書の作成にはそれほど長期間を必要としないのです(なお判決書作成後に、また判決言渡後で上訴前に、より良い解決のため和解勧告することも、しばしばあります)。わたくしは、合議の徹底の程度と事件解決量は比例すると言つてよいと思つています。

や、自慢めいた話をお許しいただきたいのですが、わたくしは何か所かの裁判所の裁判長をしましたが、大体二年位を経過しますと、訴え提起後長期間経過した難しい、大型の未済事件はほとんどなくなり、手持ちの事件も激減するのが通例でしたが、これは、結局合議を徹底した結果にはかならないと思つています。ただし、この合議の徹底ということとは、実はかなりきつい作業であつたことも事実でした。

### 3 先輩から聞いた話

先に申し上げたように合議は極めて有用なものでありますが、その合議について先輩から聞いた話を紹介してみたいと思います。

判事補に採用されるためには、司法研修所というところを卒業しなければなりません(裁判所法四三条、司法研修所では、折にふれて、合議について指導を受けました。教官の話の中で記憶に残っているのは、(イ)合議では先輩に対しても決して遠慮をしてはならないとか、(ロ)合議で自分の意見を実現しようと思うなら作戦も考えよ、例えば裁判長は、自から判例、学説に通じていると考えている人が多いから、主任裁判官として説明するときは、いきなり「baum バッハ(注・ドイツの民事訴訟法学者)は…」とか「判例によれば…」などと言い出さず、へり下つて「御承知のとおりバ

ウムバッハは……」というような説明をせよ、とか、(ii)合議で自己の見解が容れられなかったとしても、全力投球で、自分の意見とは反対の多数意見の立場の起案をせよ、などという実践的教育を受け、なるほどと思ったものでした。

また、東京地方裁判所の裁判官を中心とする民事実務研究会を主宰するほか、執行関係訴訟という名著もある有名な近藤完爾元高裁判事<sup>(8)</sup>が、退官時に、東京高等裁判所と東京地方裁判所の合同研究会で「先輩から聞いた話」と題して講演され、近藤さん自身が元大審院判事から聞いたという話を紹介されたことがありました。それによると、大審院の某陪席判事が、合議を終えて帰宅したところ、電報が届いていた(当時電話のある人はほとんどなかった)。発信人は裁判長で、内容は「今日のような未熟な理論を述べる程度なら見込みがないから退官をすゝめる」というものであった。そこで、その陪席判事は、更に徹夜で記録を検討するなどして、翌日も合議で遠慮することなく意見を開陳したというもので、このように大審院では白熱的な評議が展開されていたこと、我々も遜色ない評議を展開しよう、という講演内容でした。

刑事裁判官で、多くの著作があり著名な佐々木史朗元高裁長官(わたくしが川崎の裁判所に勤務当時の裁判所長)から、いわゆる松川事件に関する講演を聞いたことがあります。松川事件というのは、一九四九年(昭和二十四年)八月二二日早朝、東北線の松川という駅近くで列車が脱線転覆して機関士三人らが死亡する事故が発生したのですが、複数の被告人が汽車転覆同致死罪(刑法二二六条)で起訴され<sup>(9)</sup>、当時世間の耳目を集めたものであることは御承知のとおりです。当時最高裁判所の合議では、白熱して灰皿が飛び交ったとの噂があったものです。佐々木判事のお話によると、同判事は、当時いわば事務局の担当者として合議の席に待機していたが、その合議の際に灰皿が机上から落下したことがあったように記憶しているけれども、決して飛び交うことなどなかった、しかし白熱的合議が展開されたことは確かだ、というものであったように思います。



更に、現在の山口繁最高裁判所長官の就任時における記者会見の新聞記事に、若いころ、合議が白熱して、取組み合いに近い状態になったことがある旨の記述がありました。山口長官の人柄からして、そのような行動は信じ難いのですが、合議の際は激しい議論が展開されたものと推測されます。

以上にみたことは、いずれも、実際に裁判所で合議に明け暮れた者として、よく感じが理解できるのでありまして、要するに、合議体の構成員である各裁判官が、真実を追求して、全力を傾けて審理し、学説判例を検討したうえで討論していることを示すもので、歓迎すべきことであると考えます。

(8) 同判事については、近藤完爾・民事訴訟論考一巻ないし三巻(昭和五三年)(判例タイムズ社刊)参照

(9) 最高裁判所判決昭和三八年九月一二日刑集一七巻七号六六一頁参照

(10) 平成九年一月一日付産経新聞朝刊。同紙には、更に続けて、合議が白熱しても、尾を引くことなく、それが終れば、また先輩から変りなく指導を受けるのが、先人の築いた良き伝統だ、との同長官の発言が紹介されていますが、同感です。

#### 4 二、三の実例

先に申し上げたように、わたくしは、三〇年余り裁判所に勤務し、その間ほとんどが合議の生活でしたので、数多くのが思い出されますが、そのうちの二、三を紹介させていただきますと存じます。

わたくしは、郷里の新潟地方裁判所で、一九六二年(昭和三七年)から約一年半だけ、刑事部の左陪席裁判官として、刑事々件を担当したことがあります。当時は、いわゆる集团的労働関係に関連する労働組合員と使用者間のいざこざで、

組合員が暴行、傷害罪など刑事事件として起訴されるということが全国に発生していました。新潟地裁でも、国鉄(いまのJＲ)労働組合が斗争指令を出し、組合掲示板にポスターを貼ったところ、助役の一人がそれを削いだので、それを目撃した組合員数人が、窃盗の現行犯だから警察に連れてゆくとして、タクシーで警察に行ったところ、国鉄から通報を受けていた警察に逆に監禁罪で逮捕され、起訴されたという刑事事件が係属していました。ところが証拠調べの結果によると、当時国鉄当局も、最強の労働組合といわれた国鉄労働組合に対抗して、その力を削ぐべくかなりアンフェアなことをしていた証拠が沢山出たうえ、事案の経緯、程度から考えて、いわゆる実質的違法性を欠くのではないかというところが争点となりました。何回か合議が繰り返された結果、当時としては珍しい実質的違法性を阻却するという理由で無罪の判決になりました(右陪席裁判官に提出した判決書草稿につき、夜半に、同裁判官から説明を求められて自宅に参上し、討議しているうちに夜が明けてしまい、早朝に朝食をいただいているとき、テレビが米国のケネディ大統領暗殺のニュースを報じていたのをいまでも思い出します)。なお、この判決は、労働法学者には支持されましたが、東京高裁で破棄、有罪とされました(しかし、いまでも、一審判決の方がすぐれていると思っています)。

その何年か後に、裁判官が二人しか居ない小さな裁判所支部に、左陪席裁判官として、強姦致傷事件の審理のため、本庁から出張したことがあります。本庁と支部につき付言しますと、裁判所の管轄区域は、地方裁判所でみると、県単位に定められます(栃木県の場合は宇都宮地方裁判所という名称ですが、本当は栃木地方裁判所の方が判りやすいかも知れませんが、県全体では広いので地域を分割して本庁と支部が設けられており(栃木県には足利、大田原、真岡の三支部があります)。そして、宇都宮市に所在する裁判所を本部というような意味で本庁と言います。なお、小山市には小山簡易裁判所があるのは御承知のとおりです。話を元に戻しますと、事件というのは、病院勤務の、まだ一〇代の女性事務員の帰宅途中を

襲い、二回にわたり(二回目は女性宅の玄関の近くで)強姦し怪我をさせたというもので、被害者本人及び両親から嚴重処罰を求めて告訴されたものでした。わたくしは、当然実刑だと思っていましたところ、裁判長も右陪席裁判官も地元で長く勤務していて、被告人の少年時代の生い立ちから非行歴までよく知っており「この男は悪い男だ」と言うのです(こゝでは刑事訴訟法二五六条六項の「起訴状一本主義」の理想などおよそ無縁でした)が、そのうえで「しかしこのあたりでは別に珍しい出来事ではないからなあ」と言うのです。結局執行猶予つき判決となったのですが、主任裁判官として判決書を作成しながら、まさか「この地方では珍しいことではない」と量刑理由を書くわけにゆかず、苦勞した記憶があります。

更に、最近の例もひとつ紹介させてもらいますと、婚約した女性から男性に対し、婚約した後に男性(ごく普通の会社員)が他の女性と同棲を開始し暫く継続していたことが、最近になって判明したとして、婚約を解消して損害賠償を請求してきた事件がありました。一番は請求金額中一部を認めその支払いを命じたのですが、いまは額の記憶が定かではないですけども、不誠実な男に対する金額にしては安すぎるように思われました。ところが陪席の二人の裁判官とも、「近頃の若い男女には、こんなことはそれほど珍しくないですよ」と言うのです。そこで、高裁の他の部の裁判長や陪席裁判官、更に若い判事補に、一般的な話として聞いてみたところ、年令的にみて、大体わたくしの合議体と同じような意見に分かれたのです。結局、一番の認容額を若干増額した判決になったのですが、最近の社会状況はそのようになっているのでしょうか。

ただ、世間の情報などについては、若い裁判官ほどよく通じていることは確かで、ずっと以前にビデオカメラが出回り初めたころのことですが、不貞行為の立証に関する証人が「現場を撮影後すぐ自宅で映像を観た」旨述べたので、まだ八ミリカメラのことしか念頭になかったわたくしはよく理解できず(一九六三年(昭和三八年)の年賀状で八ミリカメラが

当り暫くそれに凝った経験がありました。裁判官室に戻って「あの証言はどういうことか」と言ったところ、左陪席裁判官が「近頃そういうカメラが売り出されたのです」と言って具体的に説明してくれたのです。自宅に帰って、当時大学生だった子供達にその話をしたところ、「そんなことも知らなかったの。恥しい」と言われガツクリし、世間の動きにもっと関心を持たなくては、と考えたことがあります。しかしそのためには、結構エネルギーが必要です。

#### 四 裁判所あれこれ

裁判所というものの概要と、そこで行われている合議について述べてきましたので、それ以外の裁判所のあれこれについてお話させていただきます。

##### 1 二人の巨人

裁判所では、わたくしは多くの優れた先輩に出会い指導を受けましたが、そのうちで、ひととき優れた巨人ともいべき二人の先輩について紹介し、裁判所というものを理解するための参考にしていただければ有難いと存じます。その一人目が元最高裁判所判事の中村治朗さんです。詳細はお手元に配付した資料を御参照いただきたいのでありますが、東京地方裁判所で、私は二回陪席裁判官をさせていただきました。元総理大臣の田中角栄という人について、わたくしの郷里がその選挙区でもあったからか、後援会の役員をしていた父親が「不思議な魅力を備えた人物だ」といつも言っ

ていましたし、国会の裁判官訴追委員会に勤務中、何人かの国会議員の人達から同様のことを聞いたことがあります。中村さんも、会う者は誰も魅了され、カリスマ性ある人とはこのような人を言うのではあるまいかと思つたことでした。もつとも、近頃は美容院にも似たようなところがあり、この用語の価値は低下しているのかも知れませんが、配付資料中に紹介した、中村さんが、最高裁において、他の構成裁判官が担当している古い大きな事件を引取り、夏休み中にかけて記録を読了して和解で解決されたというお話は、実際に、日夜自分が担当している事件の処理だけで手一杯であることを知っている者にとっては、物凄くというほかないのでありまして、訴訟当事者のためにこれ以上遅らせてはならないという強いプロ意識に根ざしていることが感じられ、襟を正さずにはおられないのであります。なお、資料中には書きませんでした。実は、この古い大型事件とは、栃木県の日光東照宮と輪王寺間の訴訟でありました。中村裁判長の合議について一言しますと、中村さんは、陪席の話に対しては、ときどき質問を交えながら専ら聞き役に回っておられるのですが、最後に「こういうことでしょうか」と発言されたときは、合議の終了を意味するのが通例でした。その後は、わたくしなどがいくら発言しても、まるで先生の講義を聴いているような雰囲気になって、いつもいわゆる相撲の禪担ぎが横綱から稽古をつけてもらっているようだなと感じたものでした。

その二人目が、恐らく不法行為法と民事訴訟法を研究されている先生達によく御存知と思いますが、倉田卓次元高裁判事です。倉田さんは、ジャングルのようだと言われた不法行為法の分野につき、東京地裁交通部の裁判長として、いわば道を切り開いて実り豊かな沃土に変えたうえ、民事訴訟法の分野については、ローゼンベルクの証明責任論を翻訳されたほか、多くの論説により、証明責任に関する通説、判例である、前述の法律要件分類説を確固たるものにしたのでありまして、もし裁判所にノーベル賞というのがあるとしたら、まずこの人に授けられるであろうと思われ

る人であります。しかも、倉田さんの尊敬する人物は、あらゆることに精通していたとされる南方熊楠だそうで、何にでも興味を示され、法律以外の分野でも随分高水準の文章を沢山書いておられます。わたくしは、倉田さんの陪席裁判官をさせてもらい多くの指導を受けましたが、倉田裁判長は、常に、本業である裁判の仕事を中心に考えよと言って、率先して仕事に集中され、我が部は、東京地裁で、ほとんどいつも第一位の事件処理率を維持していました。倉田さんは、まるで機関銃のように早口で話されるのですが、頭の回転はそれよりもかなり先に進んでいるようで、口の動きがもどかしくて仕方がないという感じでした。そして、文章が切れ味鋭いことは御承知のとおりです。合議では、最初は主任裁判官の説明でスタートしますが、間もなく倉田さんの発言を契機に三人の意見が入り乱れるというのが常態でした。然し、倉田さんは思考は極めて柔軟で、陪席裁判官の意見にも十分に耳を傾けられ、ときには「そうだな。君の意見の方が良いな」と言われることがありました。<sup>(12)</sup> いま思うと、我々陪席裁判官は、この言葉を聞きたくて、必死になって記録を精査し、かつ勉強したような気がいたします。紹介し出したら際限ありませんので、最後にもうひとつ付言させてもらいますが、作家三島由紀夫が、天才の作品だと絶賛したと伝えられる文学作品に「家畜人ヤプー」というのがあります。この作者の沼正三という人が実は何者であるか未だに謎だとされているのですが、雑誌「諸君」の一九八二年(昭和五七年)二月号が、幻の作家沼正三は倉田卓次さんだ、という記事を載せたのです。三島由紀夫が天才の作品だと賞讃するほどの傑作だとすれば(裁判所の図書館にあったので借りてきて少し読んだのですが、わたくしには難解でした、偉大な先輩である倉田さん執筆だと考えても、決して不思議はないように思います。

(11) 渋川、「先輩」高裁なごや二一〇号(平成一〇年)(名古屋高等裁判所刊)一頁。なお、中村治朗・裁判の世界を生きて(平成

元年）（判例時報社刊）参照

(12) 倉田さんの一面については、渋川「胴上げされた話」法曹中部六七号（平成九年）（日本法律家協会中部支部刊）九頁を、また、

倉田卓次・続裁判官の戦後史（平成五年）（悠々社刊）同・続々々裁判官の書斎（平成七年）（勁草書房刊）を参照

(13) 平成三年二月二日付東京新聞朝刊

## 2 裁判官への贈物

約十年前のいわゆるリクルート事件で文部省と労働省の事務次官らが収賄で逮捕されましたが、その後も厚生省の事務次官や大蔵省の局長クラスがしばしば収賄で逮捕されるなど公務員の倫理観の低下は目を覆いたくなるほどです。しかも、新聞報道によると、関係業者からの接待を受け逮捕者を出した行政庁の弁解は、非公式の宴席でないと本音が出ないので情報収集のため必要だ、というのですから、通常の世人の常識からは理解できないように思います。そこで本年八月に国家公務員倫理法が成立し、来年四月から施行されることになりましたが、倫理を法律で規定しているのは、約二〇年前にそれを制定したアメリカとそれをモデルにした韓国だけで、先進諸国では珍しいといわれているので、まして、嘆かわしい限りであります。しかも、この倫理法は、公務員が事業者から贈与又は報酬を受けること自体を禁止せずに、是認したうえで、一回五〇〇〇円以上の場合には本省課長補佐以上の者に限り上司に報告するというもので、極めて不徹底であります。その意味で、裁判所の実情を知っていたため、お手元<sup>14</sup>に資料をお配りいたしました。そこに記載しましたように、裁判官に対する贈り物なるものは全く存在せず、ただ臨床尋問のときに当事者の自宅に行つたときに出されるお茶については快く提供を受けるといえる程度であるというものでありまして、時間があつたら目をお通しい

ただきたいと存じます。

(14) 洪川「裁判官への贈物」裁判官弾劾制度の五〇年〔平成九年〕(裁判官弾劾裁判所・裁判官訴追委員会刊) 一九七頁(本学図書館に寄贈されています)

### 3 若干の問題

次に、裁判所をめぐる若干の問題について、わたくし個人の感想めいたことを述べてみたいと存じます。

(1) 法曹一元 そのひとつは、今年設置された司法制度改革審議会でも議論されている法曹一元についてであり、行政府のなかに司法制度改革審議会を設けたことは、三権分立の原則に反し、憲法違反であると考えますが、それは一応別として、御承知のとおり制度としての法曹一元とは、大まかに言えば、裁判官は社会経験の豊かであることが望ましいとして、裁判官特に下級審裁判官を、弁護士となる資格を有する者(裁判官以外)から任命すること原則とするというものです。法曹一元制度そのものには格別異論はありませんが、裁判の仕事は、当事者の主張立証を忍耐強く聞き、ときには膨大な主張と証拠とをひとつひとつ根気よく照合したり計算したりし、判例、学説を可能な限り調査して思案を凝らし、当事者が納得できる判決文を作成するという極めて緻密かつ地道なものです。そして、前にみたように、判事補一〇年間はひたすら合議体で切磋琢磨するわけですが、現実問題として、いきなり裁判官になった人が、そのような地道な根気の要る仕事をするのが可能だろうか。現在の裁判の質を低下させる心配はないのだろうかということに気が懸りであります。そして、更にもし弁護士からの任官希望に基づいて、裁判官を任命するとした場合、果して現在



の裁判所のレベルに相当する弁護士が、現在の裁判官の人数ほども、それまで培った顧客との関係を断つて、任官を希望するだろうか。また、任官希望者に対する任命ではなく、弁護士全員につき一定年限経験を積んだ後に強制的に裁判官に任命するというにした場合、それを弁護士会は受け容れるだろうかなど、猫に鈴をつける例えではありませんが、一步踏み込んで考えると、検討を要する点がいろいろあるように思います。現在論じられている程度の内容の法曹一元なるものが行われるとしたら、日本国民は、司法は大混乱するか、ないしは大幅な司法サービスの低下を覚悟する必要があるように思います。かつて、一九六二年（昭和三七年）に、臨時司法制度調査会（我妻栄会長）が設置され、調査検討の結果、法曹一元の制度は一つの望ましい制度だが、この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない旨を指摘しておりますが、わたくしは、依然この基盤は整備させるに至っていないと考えます。

(2) 新様式判決書 判決書を簡易化して、その作成に要するエネルギーを審理充実などに振り向けようとする考えは以前から提唱され試みられてきましたが、一九九〇年（平成二年）ころから本格化し、裁判所部内でもかなりの程度実施されるようになりました。この新様式判決書とは、ごく簡単に言えば、当事者の言い分につき万遍なく検討を加え判断するこれまで行われてきている伝統的判決書に対し、当事者間で争いになっている中心的争点について判断し記載をするというものですが、学者及び弁護士の間では、評価について意見が分かれ、批判的見解も多いように思われます。この新様式判決書を上訴審として見ている高等裁判所の裁判官のほとんどは、現在の新様式判決書について批判的だと言つてよいように思います。最近三年余り高等裁判所で一番の判決を見てきたことから、わたくしも現在の新様式判決書については批判的に考えています（もちろん、立派なものもあります）。判決書の機能として、一般に(イ)判決の効力の及ぶ範囲をはっきりさせる、(ロ)訴訟の当事者、上級審及び国民に判決内容を理解してもらおう、(ハ)判決をする裁判所自身に

も審理と判断を反省させ客観化させるといふことが挙げられていますが、現在の新様式判決書は、少なくとも(ロ)のうち、上級審である高等裁判所を理解させるには簡略すぎているように思われます。高等裁判所の理解し難い判決書が、(ロ)の訴訟当事者や国民に容易に理解されるとは考え難いことです。判決書の作成に際しては、常に右に述べた判決書の機能の全部を充足するように留意する必要があります。おそらく、今後更に工夫が加えられ、その方向に行くものと思われ<sup>(16)</sup>ます。

(3) 特に多忙な家庭裁判所の家事部 社会、経済生活の複雑、多様化に伴う紛争の多発や国民の権利意識の高まりなどから、裁判所に紛争解決を求める事件数は、マクロ的にみて、次第に増加してきていますが、この傾向は今後当分の間変らないものと思われます。高等裁判所から、上訴事件の処理を通じて観察しているところでは、どこの裁判所も多忙ですが、家庭裁判所の取り扱っている家事事件(離婚やそれに伴う財産分与請求又は、子供の養育料の請求など夫婦親子間で争う事件、遺産分割請求など相続をめぐる争う事件)が激増しており、家庭裁判所の家事々件担当部門は特に多忙のよう<sup>(17)</sup>に感じられます。種々工夫をしているようですが、裁判官以外に、辛い裁判所書記官という優秀な人達がいますので、これを活用するなど更に工夫をする必要があるように思います。

(4) 雲助発言 最近の新聞報道によると、京都地方裁判所の裁判官が、判決書の中で、「タクシー乗務員の中には雲助まがいの者：がま、見受けられる」と記載したところ、同裁判官を、裁判所の所長が前にもみた下級裁判所事務処理規則で注意処分にしたとのことであります。広辞苑を引いてみますと、雲助の由来については、住所不定で浮き雲のようであるからだとか、往来で待機し客に駕籠をすゝめるのが、蜘蛛が巣を張って虫を待っているからだとか言われているようですが、いずれにせよ、当事者に関する表現として適当とは考え難いことが明らかですが、更に、これに

つき、所長が下級裁判所事務処理規則で処分することの方がはるかに問題であるように思われます。同所長は、同規則二〇条が、裁判所の職員の事務の取扱いについて所長が注意を与えることができる規定していることから、裁判官に對し注意処分をしたものと思われませんが、同条の処分権はいわゆる司法行政上の権限であつて、処分の対象に裁判を含めることの許されないことは疑いを容れる余地はなく、同条の「事務」とは文字通り一般の事務であることが明らかです。そして、裁判の内容と裁判書の表現とは極めて微妙かつ密接な関係にありますから、判決書の表現が適当でないとして司法行政上の監督権の行使ができるとしたら、それに籍口した裁判干渉が行われる危険を否定できません。したがつて、今回の処分は極めて軽率な行動であつて、先例的価値は全く無いと思ひます<sup>(17)</sup>。なお、付言しますと、裁判所法によれば、司法行政上の権限は、本来裁判官会議にあり、裁判所の所長は裁判官会議を総括する議長にすぎず(二九条)、同法は、司法行政上の監督権を所長ではなく裁判所に付与し、しかもこの監督権は裁判権に影響を及ぼしてはならないとして、裁判の独立に周到的配慮をしています(同法八〇条、八一条)が、この裁判所法八〇条によらず(ただし、右にみたように、同条によつても、判決書の表現に對し処分することは許されず、したがつてこれまでに行われたことはありません)、軽度の司法行政上の処分権を所長に認めたものと解するほかに上記規則二〇条により処分を行うことは理解困難というほかにように思います。新聞記事によると、判決書の上記表現に對し国家賠償請求訴訟が提起されたようですから、その結果にまかせるべきだつたと思われ<sup>(18)</sup>ます。

(15) 平成一二年三月二七日付朝刊各紙によれば、小渕前首相は「司法改革を実現する」旨発言した由ですが、非常識の極みで、憲法違反の発言であることが明白です。

- (16) 新様式判決書と伝統的判決書については、渋谷・前掲注釈民事訴訟法(4)一八一頁参照
- (17) 平成十一年二月五日付朝日新聞朝刊によれば、最高裁の広報課が「過去に…判決の表現が不適切だとして処分された例は聞いたことがない」旨、突き放したコメントをしているようですが、当然だと思えます。
- (18) 平成十二年三月九日付朝日新聞夕刊によれば、請求棄却の判決があったようです。

#### 4 新たな試み

(1) 民事訴訟法の改正 民事裁判制度の理想は、適正、迅速、公平、訴訟経済にあると指摘されていますが、これ(19)を少しでも実現するために、平成八年に民事訴訟法が改正され、昨年一月から施行されています。改正法には、旧法にはなかった種々の新しい手続に関する規定が創設され、その運用の成果が期待されていますが、遠隔地の証人尋問をテレビで行うことができます(同法二〇四条など)(一七〇条、一七六条、近代的電子機器の活用をかなり大幅に取り入れていることが目をひきます。詳細は省略しますが、同法を御参照いただきたいと存じます。

(2) ラウンドテーブル法廷 法廷の形式は最高裁判所規則で定められていますが、対話の場合に便利のように、法廷の真中に大きな丸テーブルを持込むという形式のラウンドテーブル法廷も、数は少ないですが、かなり以前から、各裁判所に作られています(最初は地裁に、その後高裁、簡裁にも)。この法廷は、大きな図面、模型などを用いる証人尋問などや、和解を打切つて直ちにその法廷で審理をすることができ、場所を異動しなくてよい点などが便利なので、高裁でもよく使用させてもらいました。

(3) A四版横書き 民事、刑事事件の判決書は、B五版、縦書きですが、これは、長い伝統と民事訴訟規則(旧民

事訴訟規則九条) などにより、事件記録がB五版・縦書きであったことに由来します。しかし、家庭裁判所事件と、地方裁判所でも数字の多い手形事件や執行事件などでは、横書きの審判書(家裁の場合)や決定書・判決書(地裁の場合)が作成されていました。新聞報道などによると、二〇〇一年一月一日からA四版、横書にすることに決した由であります<sup>(20)</sup>が、数字の出てくることの多い民事判決書に関しては大賛成であります。

(19) 民事訴訟の理想については兼子一・民事訴訟法体系三四頁(昭和三二年)(酒井書店刊) 参照

(20) 最近、いわゆる組織的犯罪処罰法、麻薬特例法及び民事再生法に関する一部裁判文書については、法施行日から、前倒し実施することになったようです。

## 五 苦い思い出

長い間裁判所などに勤務しましたので、いろいろなことがありましたが、最後に、苦い思い出のひとつを紹介させていただきます。

先に少し申し上げましたが、わたくしは一九七四年(昭和四九年)から三年間、裁判所から法務省に派遣されました。身分は、東京地方検察庁検事で、法務省訟務局検事と東京法務局訟務部副部長を兼ねるといふ長いもので、仕事は、例えば国家賠償訴訟のように国が訴訟当事者になるとき、又は行政事件訴訟法により行政庁が訴訟当事者になるとき(更に地方自治体の場合なども含みます)に、「国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」という

長い名前の法律に基づいて国又は行政庁等に代って訴訟行為をするというものです。

ところで、このように国又は行政庁が当事者になる事件の数が多いので、比較的簡単なものや定型的なものは法務事務官を指揮して処理させる取扱いにしていました。ある日のこと、事務官の一人が参りまして、実は国有地に隣接する土地所有者から土地境界確定訴訟が提起され、東京地裁八王子支部から口頭弁論期日が指定されていたのだが、不注意により他の裁判所に行っていて出頭しなかったところ、口頭弁論期日を終結し判決言渡期日を指定されてしまったのだが、どうしたらよいだろうか、と言うのです。民事訴訟法には、訴訟の当事者が、裁判所から呼び出されたのに口頭弁論期日に出頭しないときは、相手の言った事実を認めたものとみなすという定めがあります（一五九条。これを「擬制自白」と称しています）。したがって、口頭弁論に欠席した者に対しては、相手方の言い分どおりの判決（これを「欠席判決」と称しています）がされることになるのが通常です。

しかし、呼出しを受けても事情があつて出頭できないこともあり、欠席判決しても上訴されれば、一審で行う審理を上訴審でする結果になるので、一回目の期日を、悪気がなく欠席したときは（それが良くないことは言うまでもありませんが）、一審裁判所に対し、もう一度審理をしてほしい旨の口頭弁論期日の再開を頼めば、通常、一回目に限り裁判所は口頭弁論期日を再開して審理する取扱いにしています（民事訴訟法九三条三項但書の趣旨を参照）。しかも、細かい理屈は省略しますが、境界確定訴訟はその訴訟の性質から、自白に基づく欠席判決は許されないとするのが通説、判例なのです。<sup>(2)</sup>そこで、このことを事務官に対し説明したうえ、弁論再開申請を直ちにしよう指示し、事務官は再開申請を行ったのですが、八王子支部の裁判官（合議体ではなく単独体。ただし判事でした）は、そのまま、欠席判決をしてしまったのです。直ちに東京高等裁判所に控訴し、審理の結果、一審判決を取り消して、自判してもらいましたが、事務官に対し、

最初から口頭弁論期日への出頭の重要性をもっと指導し、更に口頭弁論終結後は、わたくしが裁判官に対し、直接再開の必要性を説明し完璧を期すべきだったと、いまでも反省しております。

(21) 最高裁判決昭和四二年二月二六日民集二二卷一〇号二六二七頁参照

## 六 おわりに

とりとめない話を長々して、大変失礼いたしました。裁判所の雰囲気は少しも御理解いただけましたら幸甚であります。なお、これまでのお話の中で紹介した文献につきましては、手許にありますから、いつでも御覧下さい。御静聴有難うございました。

(本稿は、平成十一年一月二四日の白鷗大学法学会における講演に、学生読者の理解も得易いよう、若干の加削がされたものである)

(本学法学部教授)